

佐世保拘置支所実施設計業務
参加表明書及び技術提案書提出説明書

1 公示日 令和 7 年 9 月 19 日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 法務省大臣官房施設課長 細 川 隆 夫

3 担当部局 〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1－1－1

法務省大臣官房施設課経理係

電話 03-3592-7027

電子メールアドレス：skeiri@i.moj.go.jp

skeiri@moj.go.jp

※各メールアドレス宛てにメール送信すること。

4 業務概要

- (1) 業 務 名 佐世保拘置支所実施設計業務
- (2) 業務場所 法務省大臣官房施設課
- (3) 業務内容 本業務は、長崎県佐世保市重尾町 3 2 6 3、同市浦川内町 1 の庁舎・収容棟（RC 造 3 階建、延べ面積 2,085 m²）を新営する実施設計業務を行うものである。
- (4) 業務の詳細な説明 別冊の設計業務委託特記仕様書による。
- (5) 履行期限 令和 9 年 3 月 29 日
- (6) 本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

本業務において技術提案を求めるテーマは、次の事項である。

- ① 庁舎・収容棟等の整備に当たり、工事コストの低減に配慮しながら、施設の維持管理のしやすさに寄与する手法について
- ② 庁舎・収容棟から既存職員宿舎への視線を遮る一方で、内部においては十分な通風や採光が確保され、かつ意匠性や日射抑制にも配慮した建築的手法について
- ③ ZEB Oriented 相当以上を目指す建物整備であることを踏まえ、温室効果ガス等の排出の削減に資する、低コストで効率的な環境負荷低減手法について

5 技術提案書の提出に必要な資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号、以下「予決令」という。）

第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 法務省における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格（業種区分が建築関係建設コンサルタント業務であるもの。）の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 法務省大臣官房施設課長から測量、建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務（以下「建築関係建設コンサルタント業務等」という。）に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。
- (6) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (7) 技術提案書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、法務省随意契約心得（平成元年 3 月 23 日法務省営訓第 436 号大臣訓令「法務省所管工事取扱規程」第 4 号様式）第 2 条の 2 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する 2 者のとき。

- (ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にあるとき。
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にあるとき。

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する 2 者のとき。

ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第

12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねているとき。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねているとき。

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねているとき。

ウ その他手続の適正さが阻害されると認められるとき。

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の手続に参加しているとき。その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められるとき。

(8) 管理技術者(注1)及び主たる業務分野(注2)の主任担当技術者(注3)は、参加表明書提出者の組織に所属していること(参加表明書の提出日以前に参加表明書提出者と3か月以上の雇用関係にあること。)

なお、本業務の主たる業務分野は、建築とする。

注1 「管理技術者」は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理及び統括等を行う者をいう。

注2 「業務分野」の分類は下表による。

なお、参加者においてこれ以外の分野を追加することは差し支えない。

ただし、この場合における当該分野の技術者の評価は行わないが、当該分野の主任担当技術者については「記載を求める主任担当技術者」の要件を満たしていなければならない。また、下表の業務分野を分割又は統合して、新たな分野として再設定してはならない。

業務分野	業 務 内 容
建 築	令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項において示される「設計の種類」における「総合」
構 造	同上「構造」
電気設備	同上「設備」のうち、「電気設備」及び「昇降機等」
機械設備	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」及び「空調換気設備」

注3 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各業務分野における担当技術者を統括する者をいう。

- (9) 管理技術者は一級建築士であること。
- (10) 管理技術者及び各主任担当技術者は、それぞれ1名であること。
- (11) 管理技術者は、各業務分野の主任担当技術者を兼任しないこと。また、主任担当技術者についても、他の業務分野の主任担当技術者を兼任しないこと。
- (12) 管理技術者の手持ち業務は、参加表明書の提出期間の最終日現在で、携わっている設計業務（特定後のもの及び落札後未契約のもの（注）を含む。ただし、設計意図伝達業務及び工事監理業務は含まない。）が、2件以内であること。

注 「特定後のもの及び落札後未契約のもの」とは、本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務をいう。以下同じ。

- (13) 管理技術者及び主任担当技術者は、下表の基準を満たす本業務と同種又は類似の業務（以下「同種又は類似業務」という。）に携わった経験があること。

なお、業務経験は、原則として建物1棟で判断する（異なる建物名称であっても、一体の構造又は建築基準法上1棟の場合には、1棟の建物として判断する。ただし、既存建物と一体となった増築については、当該増築部分のみで判断する。また、建物1棟を複数工区に分割して発注されている場合は、建物1棟全体ではなく、業務経験を有する当該工区部分のみで判断する。）ので留意すること。

また、複合的な用途を持つ建物の延べ面積の算出については、下表の建物用途欄に掲げる建物用途（以下「当該用途」という。）に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る面積がその過半を占めている場合には建物全体の延べ面積を業務経験として認める。他方、過半を占めていない場合には、当該用途に

係る部分及びこれに付随する共用部分に係る面積のみを業務経験として認める（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用に付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

複合的な用途を持つ建物の階数については、用途に関係なく、建物全体の階数を業務経験として認める。

おって、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する者に係る配置予定技術者の同種又は類似の業務経験の確認については、我が国における同種又は類似の業務経験をもって判断するものとする。

過去年度	平成 27 年度以降に契約履行が完了したもの	
建築種別	①新築 ②増築（増築は増築部分が条件を満たすこと） ※①又は②のいずれか	
業務内容	①基本及び実施設計業務 ②実施設計業務 ※①又は②のいずれか 構造実施設計業務及び総合耐震診断業務は対象外とする。	
構造	S 造（※ 1）、RC 造（※ 2）又はSRC 造（※ 2） ※ 1 S 造については、建築基準法施行令（昭和 25 年政令 338 号）第 1 条第 3 号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であるものに限る。 ※ 2 RC 造及びSRC 造には、PC 造及びPCa 造を含む。	
階数	地上 2 階建以上	
延べ面積	1,500 m ² 以上	
建物用途	同種	類似
	庁舎（法務省収容施設を含む）（※注 1）	事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設（※注 2）
発注者	国、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律 127 号）第 2 条第 1 項の適用を受ける特殊法人等（以下「特殊法人等」という。）（※注 3）	国、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区）、特殊法人等又はこれらの者を除く者

※注 1 「庁舎」とは、国又は地方公共団体の施設で一般行政事務に供される施設をいい、特殊法人等の施設で一般事務に供される施設及び法務省収

容施設は「庁舎」と同様に扱うものとする。

「法務省収容施設」とは、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び入国者収容所をいう。

なお、職員宿舎は含まない。

「入国者収容所」とは、大村入国管理センター、東日本入国管理センター及び西日本入国管理センターをいう。

※注2 「庁舎若しくは事務所の類似施設」とは、国、地方公共団体、特殊法人等又は民間の施設であり、以下に定める(1)から(3)までの用途に供する施設をいう。

- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場
- (2) 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、女性自立支援施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- (3) 学校、研究施設、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場

※注3 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に定めるもののほか、国立大学法人法に基づく国立大学法人及び大学共同利用機関法人とする。なお、過去において公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項の適用を受けていた特殊法人等が発注者となった業務を実績として提出する場合は、特殊法人等に該当していたことを確認できる当時の法令等の根拠資料を提出すること。

- (14) 主たる業務分野(担当技術者及び積算に関する業務を除く。)については、他の企業の協力又は学識経験者の援助を受けないこと。
- (15) 参加表明書の提出者又は協力事務所（提出者が当該業務について他の企業の協力又は学識経験者の援助を受ける場合の当該企業又は学識経験をいう。以下同じ。）が、他の参加表明書の提出者の協力事務所となっていないこと。
ただし、積算に関する業務を除く。
- (16) 再委託先である協力事務所が法務省大臣官房施設課長から建築関係建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

6 日程・提出期限等

- (1) 参加表明書及び参加表明資料（以下「参加表明書等」という。）の提出期間

令和 7 年 10 月 9 日午後 3 時まで（必着）

(2) 技術提案書の提出者としての選定・不選定通知 令和 7 年 10 月 27 日

(3) 不選定理由に対する苦情申立期間

不選定通知を受けた日の翌日から起算して 5 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内

(4) 不選定理由に対する苦情申立てに対する回答期限

不選定理由に対する苦情申立期間の最終日の翌日から起算して 1 日（休日を除く。）以内

(5) 設計業務委託特記仕様書についての質問書の提出期間

令和 7 年 9 月 19 日から令和 7 年 11 月 6 日午後 3 時まで（必着）

(6) 質問書に対する回答期限 令和 7 年 11 月 13 日

(7) 技術提案書の提出期間 令和 7 年 11 月 18 日午後 3 時まで（必着）

(8) 技術提案書の採用・不採用通知 令和 7 年 12 月 8 日

(9) 不採用理由に対する苦情申立期間

不採用通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日を除く。）以内

(10) 不採用理由に対する苦情申立てに対する回答期限

不採用理由に対する苦情申立期間の最終日の翌日から起算して 1 日（休日を除く。）以内

(11) 見積合わせ 令和 7 年 12 月 22 日

7 技術提案書の提出者を選定するための基準項目

(1) 参加表明書に記載された技術者の評価により順位付けを行う。評価項目、評価基準及び配点は、次のとおりである。

評価項目	評価の着目点	判断基準			配点
資 格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当	建築	2
				構造	1
				電気設備	1
				機械設備	1
技術力	平成 27 年度以降の同種又は類似業務の経験（経験の有無、携わった地位）	次の順で評価する。 ①同種業務の経験がある。 ②類似業務の経験がある。 上記の他に、業務上の地位を次の順で評価する。 ◇管理技術者の場合（※ 1） ①管理技術者又はこれと同等の地位	管理技術者		4
			主任担当 技術者	建築	3
				構造	1
				電気設備	1
				機械設備	1

		②主任担当技術者又はこれと同等の地位 ③担当技術者 ◇主任担当技術者の場合（※２） ①主任担当技術者又はこれと同等の地位 ②担当技術者			
	令和２年度以降に担当した法務省発注業務の評価（※３）	次の内容で評価する。 ①経験の有無 ②業務の優劣	管理技術者		1
			主任担当技術者	建築	1
				構造	1
				電気設備	1
				機械設備	1
合計					20

※１ 「管理技術者の場合」②及び③については、本業務の主たる業務分野（建築）での経験を評価する。

※２ 「主任担当技術者の場合」については、本業務において担当する業務分野での経験を評価する。

※３ 管理技術者又は主任担当技術者として従事した経験のみ評価する。

なお、管理技術者として携わった業務は管理技術者評価点を、主任担当技術者として携わった業務は業務評定点（総合点）を用いて評価を行う。

令和２年度以降に担当した法務省発注業務の評価に係る対象期間は、令和２年４月１日から令和７年３月３１日までの間とする。

(2) 資格評価表

上記(1)における専門分野の技術者資格は下表のとおりとし、業務分野ごとに記載の番号順に評価を行う。

業務分野	評価する技術者資格（※１）
建 築	①一級建築士 ②二級建築士 ③その他（※２）
構 造	①構造設計一級建築士 ②一級建築士 ③二級建築士 ④その他（※２）
電気設備	①設備設計一級建築士 ②建築設備士、技術士（※３）、一級建築士 ③一級電気工事施工管理技士 ④二級電気工事施工管理技士、その他（※２）
機械設備	①設備設計一級建築士 ②建築設備士、技術士（※３）、一級建築士 ③一級管工事施工管理技士 ④二級管工事施工管理技士、その他（※２）

※１ 海外における資格については、上記各技術者資格と同等であることを証明する提出資料に基づいて評価する。

※２ 「その他」とは、当該分野における技術者資格とする。

※３ 「技術士」は、当該分野における技術士とする。

8 技術提案書の提出者の選定等

- (1) 本手続の参加希望者は、上記5に掲げる資格要件を満たしていることを証明するため、次に従い、参加表明書等を提出しなければならない。

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（第1号様式）

- (イ) 参加表明資料

- a 管理技術者の経歴等（第2号様式）
- b 各主任担当技術者の経歴等（第3号様式）
- c 協力事務所の名称等（第4号様式）
- d 第2号様式及び第3号様式の記載内容を確認できる資料

イ 提出場所及び提出方法

- (ア) 上記6(1)の提出期間内に、上記アの提出書類一式を上記3の宛先に電子メールにより提出又は上記3の場所に持参若しくは郵送すること。
- (イ) 提出に当たっては、クリップ止めとし、製本、ステープラー止め等を行わないこと。

- (2) 第2号様式及び第3号様式の作成要領

ア 氏 名 技術者の氏名を記載する。

イ 生年月日 技術者の生年月日及び年齢（提出期間の最終日現在）を記載する。

ウ 所 属 技術者の所属する組織名称及び役職を記載する。

エ 保有資格等 上記7(2)の「資格評価表」に掲げる資格のうち、技術者の保有する資格を記載する。

オ 平成27年度以降の同種又は類似業務の経験

- (ア) 業務名称及びPUBDIS※登録の有無

有又は無のいずれかに○をつける。有の場合は当該業務を登録している設計事務所等のPUBDIS登録コードを記載する。

なお、記載する件数は1件とし、同種業務の経験を優先して記載する。

※ PUBDISとは、一般社団法人公共建築協会の「公共建築設計者情報システム」のことをいう。

- (イ) 発注者

再委託を受けた業務の場合は、契約相手方を記載し、（ ）内に事業主を記載する。

- (ウ) 受注形態

単独、共同体又は協力事務所のうちいずれかに○をつける。共同体の場合は他の構成員を、協力事務所の場合は契約相手方を（ ）内に記載する。

(エ) 業務概要

同種又は類似のいずれかに○をつける。また、対象施設の建物用途、構造及び規模並びに担当した業務分野及び地位（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者又はこれらと同等の地位）を記載する。

(オ) 履行期間

履行期間の始期及び終期を記載する。

カ 令和2年度以降に担当した法務省発注の業務経験

(ア) 業務名称

管理技術者として携わったことのある設計業務又は本件業務において担当する業務分野の主任担当技術者として携わったことのある設計業務を記載する。

なお、参加表明書の提出期間の最終日現在で、令和2年度以降に業務が完了した設計業務（対象期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。）を記載するものとし、複数の業務経験がある場合は全ての業務経験を記載する。

(イ) 受注形態

単独、共同体、協力事務所のうちいずれかに○をつける。共同体の場合は他の構成員を、協力事務所の場合は契約相手方を（ ）内に記載する。

(ウ) 業務分野及び地位

担当した業務分野及び地位（管理技術者、主任担当技術者又はこれらと同等の地位）を記載する。

(エ) 履行期間

履行期間の始期及び終期を記載する。

キ 手持業務の状況

(ア) 業務名称

管理技術者として配置予定の技術者が、参加表明書の提出期間の最終日現在で携わっている手持ちの設計業務（特定後のもの又は落札後未契約のものを含む。）について記載する。

ただし、設計意図伝達業務及び工事監理業務は含まない。

(イ) 発注者

再委託を受けている業務の場合は、契約相手方を記載し、（ ）内に事業主を記載する。

(ウ) 受注形態

単独、共同体又は協力事務所のうちいずれかに○をつける。共同体の場合は他の構成員を、協力事務所の場合は契約相手方を（ ）内に記載する。

(エ) 業務概要

対象施設の建物用途、構造及び規模並びに担当する業務分野及び地位（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者又はこれらと同等の地位）を記載する。

(オ) 履行期間

履行期間の始期及び終期を記載する。

(3) 第4号様式の作成要領

業務の一部について協力事務所の協力又は援助を受ける場合は、協力事務所の名称、代表者名、所在地、協力又は援助を受ける理由、具体的内容及び業務分野について記載する。

なお、主任担当技術者の記載を要しない分野について協力を求める場合も記載すること。

(4) 第2号様式及び第3号様式の記載内容を確認できる資料

ア 添付すべき資料

(ア) 管理技術者及び主たる業務分野の主任担当技術者について、上記5(8)の資格を証する書面

例：社員証の写し、在職証明書等

なお、これらの資格を証する書面については、契約締結後速やかに原本の確認を行うため、受注者は発注者の求めに応じて原本を提示すること。

(イ) 配置予定技術者の資格を証する書面の写し

参加表明書の提出期間の最終日現在において有効なものに限る。

なお、これらの資格を証する書面については、契約締結後速やかに原本の確認を行うため、受注者は発注者の求めに応じて原本を提示すること。

(ウ) PUBDIS等の写し

上記8(2)オの業務経験に関するPUBDIS登録の「業務カルテ詳細情報及び技術者詳細情報」又は契約書の写し

(エ) 業務担当技術者通知書等の写し

PUBDISの写しが提出できない場合において、配置予定技術者が携わった業務分野及び地位を証明できる発注者による業務従事証明（発注者による証明が得られないときは自社の代表者による業務従事証明。第2号様式及び第3号様式の⑤に記載する業務分野又は地位の名称が、発注者による業務従事証明における名称と異なるときを含む。）

(オ) 特記仕様書、配置図及び各階平面図等の写し

業務概要が確認できるものとする。

なお、法務省発注の業務経験を提出する場合は、これらの添付は不要である。

イ 留意点

- (ア) 業務経験は、原則として、建物1棟で判断するので、建物が複数棟ある経験については、少なくとも建物1棟で同種又は類似業務の経験と判別できる資料を添付すること。
 - (イ) 添付すべき資料には、以下の点が確認できる箇所にマーカー等で着色すること。
 - a 同種又は類似業務であることが確認できる箇所（発注者、業務名称、建物名称、構造、階数、1棟当たりの延べ面積等）
 - b 建物の構造がS造の場合は、建築基準法施行令第1条第3号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であることを確認できる箇所
 - c 配置予定技術者が携わった業務分野及び地位が確認できる箇所
- (5) 技術提案書の提出者は、上記7(1)の評価の合計点が高い者から4者を選定することとし、選定・不選定通知を令和7年10月27日までに書面により送付する。
- ただし、参加表明書を提出した者の中に、過去5年間における法務省発注の業務経験がない者がいる場合、上記4者のうち少なくとも1者は当該経験がない者を選定する。
- なお、選定の対象者となる最下位順位の者について、同評価の者が複数存在する場合は、その者を全て選定する。
- おって、参加表明書を提出した者が4者に満たない場合は、上記5の資格要件を満たす者全てを選定する。
- (6) その他
- ア 提出期間内に参加表明書等を提出しない者及び選定されなかった者は、本件手続に参加することができない。
 - イ 参加表明書等の作成、提出等に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ウ 虚偽の記載をした参加表明書等を提出した場合は、参加表明書等を無効とするとともに、当該参加表明書等を提出した者に対して指名停止を行うことがある。
 - エ 提出後の参加表明書等の内容の変更（差し替え及び再提出を含む。）は認めない。
 - オ 提出された参加表明書等は、提出者の同意がある場合を除き、技術提案書の提出者の選定以外に使用しない。
 - カ 提出された参加表明書等は、返却しない。
 - キ 参加表明資料の作成のため発注者から受領した特記仕様書及び計画概要は、発注者の承諾なく公表又は使用してはならない。

ク 参加表明資料に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。

ただし、資料の提出期限の翌日以降において、長期入院、死亡、退職等やむを得ない理由によりこれを変更する場合は、資格と技術力の総合評価が当初の配置予定技術者と同等以上で発注者の承認を得た者を配置しなければならない。

9 不選定理由に対する苦情申立て

- (1) 選定されなかった者は、支出負担行為担当官に対して、不選定理由について、次に従い、書面（様式は適宜とする。）により苦情を申し立てることができる。

ア 提出場所 上記3に同じ

イ 提出方法 上記6(3)の期間内に、上記3の宛先に電子メールにより提出又は上記3の場所に持参若しくは郵送すること。

電子メールにより提出する場合は、上記3の宛先に受信確認を行うこと。

- (2) 不選定理由に対する苦情申立てに対する回答は、上記6(4)の期限までに、説明を求めた者に対し、書面により行う。

10 選定した者に対する特記仕様書等の交付

- (1) 公示時に交付する本説明書別冊の設計業務委託特記仕様書等のほかに、追加で交付すべき特記仕様書等がある場合は、選定通知の際、交付する。
- (2) 受領した特記仕様書等は、発注者の承諾なく公表又は使用してはならない。

11 特記仕様書等に対する質問書の提出及びその回答

- (1) 質問書の提出場所及び提出方法

上記6(5)の提出期間内に、質問書様式（Microsoft Excel）により作成し、上記3の宛先に電子メールにより提出すること。電子メールによる提出ができない場合は、上記3の場所に持参又は郵送すること。

メール件名：佐世保拘置支所実施設計業務に関する質問書の提出について（会社名）

添付ファイル名：佐世保拘置支所実施設計業務質問書（会社名）

- (2) 質問に対する回答は、上記6(6)の期限までに、選定した者に対し電子メールにより行う。

12 技術提案書を採用するための評価基準項目

上記7(1)の評価点と技術提案書の評価点の合計が最も高い、技術的に最適と認められる技術提案書を採用するものとする。技術提案書の評価項目、評価基準及び配点は、次のとおりである。

評価項目	評価の着目点	判断基準	配点
業務実	業務の理解度	業務内容、業務背景、手続の理解度が高く、積極性が見られる	8

施 方 針 及 び 手 法	及び取組意欲	場合に優位に評価する。		
	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、特定テーマに対する内容を除く。）、的確性・独創性・実現性等を総合的に評価する。		12
	評価テーマに対する技術提案	①	テーマ①について、その的確性（与条件との整合性がとれているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。）	15
		②	テーマ②について、同上	15
		③	テーマ③について、同上	15
合 計				65

13 技術提案書の提出及び採用

- (1) 技術提案書の提出者として選定された者は、次に従い、技術提案書を提出しなければならない。

ア 提出書類

- (ア) 技術提案書（表紙）（第5号様式）
- (イ) 業務実施方針及び手法（第6号様式）
- (ウ) 評価テーマに対する技術提案（第7号様式）

イ 提出場所及び提出方法

- (ア) 上記6(7)の提出期間内に、上記アの提出書類一式を上記3の宛先に電子メールにより提出又は上記3の場所に持参若しくは郵送すること。
- (イ) 電子メールにより提出する場合は、PDFデータとし、パスワードを設定すること。設定したパスワードは、上記3の宛先に、別途、電子メールにより通知すること。
- (ウ) 持参又は郵送で提出する場合は、クリップ止めとし、製本、ステープラー止め等を行わないこと。

- (2) 技術提案書の作成要領

ア 第6号様式

業務の取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（第7号様式に記載する内容を除く。）簡潔に記載すること。

イ 第7号様式

上記4(6)①から③に示すテーマに対する取組方法を具体的に記載すること。

ウ 留意点

- (ア) 技術提案書は設計業務における具体的な取組方法について提案を求める

ものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。具体的な設計業務は、契約後に技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議の上、開始することとなる。このため、本説明書及び様式に示された条件に適合しない場合、また、記載内容に本件業務と関連しないなどの不適切なものがある場合は、技術提案書を無効として評価を行わないことがある。

- (イ) 提案は文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記載すること。
 - (ウ) 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲のみ認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類するものに基づいた表現をしてはならない。
 - (エ) 具体的な設計図、模型（模型写真を含む。）、透視図等（コンピュータグラフィックスによるものを含む。）を使用してはならない。
ただし、発注者が提示する資料に簡易な加工を施して作製したものを除く。
 - (オ) 技術提案書の提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述及び写真等（具体的な社名やそれを推認することができる内容の記述等。）を記載してはならない。
 - (カ) 第6号様式及び各評価テーマに係る第7号様式は、それぞれA4判1枚で作成すること（余白幅の調整など、様式の改変は行わないこと）。
- (3) 技術提案書の採用を行うに当たっては、必要に応じてヒアリングを実施するものとする。ヒアリングを実施する場合の日時、場所、確認事項等は、技術提案書の提出者の選定後、別途通知する。
- (4) 技術提案書の提出者に対しては、採用・不採用通知を令和7年12月8日までに書面により送付する。
- (5) その他
- ア 提出期間内に技術提案書を提出しない者は、本件手続に参加することができない。
 - イ 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに係る費用は、提出者の負担とする。
 - ウ 虚偽の記載をした技術提案書を提出した場合は、技術提案書を無効とするとともに、当該技術提案書を提出した者に対して指名停止を行うことがある。
 - エ 提出後の技術提案書の内容の変更（差し替え及び再提出を含む。）は認めない。
 - オ 提出された技術提案書は、提出者の同意がある場合を除き、技術提案書の

採用以外に使用しない。

カ 不採用となった技術提案書は、原則として提出者に返却する。

ただし、返却を希望しない申出があった場合は、返却しないことができる。

14 不採用理由に対する苦情申立て

- (1) 技術提案書を採用されなかった者は、支出負担行為担当官に対して、不採用理由について、次に従い、書面（様式は適宜とする。）により苦情を申し立てることができる。

ア 提出場所 上記 3 に同じ

イ 提出方法 上記 6 (9) の期間内に、上記 3 の宛先に電子メールにより提出又は上記 3 の場所に持参若しくは郵送すること。

電子メールにより提出する場合は、上記 3 の宛先に受信確認を行うこと。

- (2) 不採用理由に対する苦情申立てに対する回答は、上記 6 (10) の期限までに、説明を求めた者に対し、書面により行う。

15 契約保証金

納付（保管金の取扱店 日本銀行丸ノ内代理店（三菱UFJ銀行新丸の内支店））。

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行丸ノ内代理店（三菱UFJ銀行新丸の内支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は業務委託料の 100 分の 10 以上とする。

16 手続において交渉を行う意図の有無

無

17 契約書作成の要否

別紙契約書案により、契約書を作成するものとする。

18 支払条件

当該業務委託契約に係る業務委託料の支払は、原則として 2 回とする。

19 再苦情申立て

- (1) 支出負担行為担当官からの不選定理由及び不採用理由の説明に不服がある者は、上記 9 (2) 又は 14 (2) の回答を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日を除く。）以内に、支出負担行為担当官に対し、書面により再苦情を申し立てることができる。

なお、再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

- (2) 提出場所 上記3に同じ

20 関連情報を入手するための照会窓口

上記3に同じ

21 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。
- (2) 参加者は、別冊法務省随意契約心得及び別紙契約書案を熟読し、同心得を遵守すること。
- (3) 参加者の過失により本件手続に遅延を及ぼすこととなった場合は、指名停止を行うことがある。
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
- ア 暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- イ 上記アにより警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、その内容を記載した書面により速やかに発注者に報告すること。
- ウ 本件業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。
- (5) 受注者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。